

省 令

○農林省令第五十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

昭和四十四年十一月二十日

農林大臣 長谷川四郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項の植物の欄中「ココヤシ」を「コ
コヤシの生果実並びに成熟していないバナナの生
果実」に改め、同表の二の項の植物の欄中「かん
きつ類」の下に「（台湾から発送され、他の地域
を經由しないで輸入されるボンカンであつて農林
大臣が定める基準に適合しているものを除く。）」
を加える。

附 則

この省令は、昭和四十四年十一月二十五日から
施行する。